

第33期

# 定時株主総会 招集ご通知



開催  
日時

平成30年3月29日（木曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

長野県千曲市雨宮2347-3  
株式会社土木管理総合試験所  
長野支店4階大会議室


会場についての詳細は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。

■ 決議事項

議 案 剰余金の処分の件

議決権行使期限

平成30年3月28日（水曜日）午後5時まで

 株式会社 土木管理総合試験所

証券コード：6171

証券コード6171  
平成30年3月7日

株 主 各 位

長野県長野市篠ノ井御幣川877-1  
株式会社土木管理総合試験所  
代表取締役社長 下平 雄二

## 第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年3月28日（水曜日）午後5時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |            |         |   |                                    |
|------------|---------|---|------------------------------------|
| 1. 日       | 時       | 平成30年3月29日（木曜日）                                 | 午前10時                              |
| 2. 場       | 所       | 長野県千曲市雨宮2347-3                                  | 長野支店4階大会議室<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 会議の目的事項 |         |   |                                    |
|            | 報 告 事 項 | 第33期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 |                                    |
|            | 決 議 事 項 |   |                                    |
|            | 議 案     | 剰余金の処分の件  |                                    |

以 上

ご注意  
事項

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
- なお、会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類とウェブサイトに掲載の株主資本等変動計算書、個別注記表とで構成されております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.dksiken.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎株主総会終了後の懇談会は予定しておりません。予めご了承のほどお願い申し上げます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議 案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、業績ならびに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

つきましては、当期末の1株当たりの配当を3円75銭（中間配当とあわせて年間7円50銭）といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 3円75銭 総額 48,511,500円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年3月30日

以 上

(添付書類)

**事 業 報 告**  
〔平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで〕

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、米国や新興国の景気回復基調を受け、企業収益の改善や設備投資の回復、雇用情勢の改善が顕著にみられ、緩やかながら回復傾向が続きました。

また、北朝鮮の地政学的なリスク、英国を始めとするEUの政情不安、原油価格の推移等の不透明な状況は続いているものの、全体としては緩やかに回復しております。

当社が属する建設コンサルタント業界は、東京オリンピック・パラリンピック関連事業や防災・減災関連事業、社会インフラの維持管理業務、リニア中央新幹線関連事業が堅調に推移しております。

このような状況の下、当社の強みであるワンストップサービスをより強力に展開するため、新たな技術開発と、営業エリアの拡大を積極的に行いました。

4月には営業活動の中心拠点として東京本社を開設し、関東での営業エリア拡大と東京オリンピック関連事業等への対応強化を行い、熊本県では震災復旧・復興への一層の寄与を目的に、熊本支店を開設しました。6月には東北地方でのさらなる業務拡大を目指し新東日本試験センター建設用地を購入し、9月には西日本試験センターの設備を拡充させサービスの追加を行いました。

また、12月には開発を進めてきた「道路・軌道の異常度診断ビックデータ共有システム」製品名「ROAD-S (ロードス)」の体験版が完成し、導入に向けた実証試験を開始しました。受注量の増加及び試験単価の増加により売上高は順調に伸長しましたが、長期化した悪天候の影響による現場環境の悪化、人材不足からくる外注費及び人件費の高騰が利益を圧迫し、業容拡大のための積極的な先行投資等を行ったことにより、営業利益、経常利益及び当期純利益はそれぞれ減益となりました。

以上の結果、売上高は4,800百万円(対前期比111.5%)、営業利益313百万円(対前期比72.8%)、経常利益308百万円(対前期比72.1%)、当期純利益188百万円(対前期比69.0%)となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

#### 試験総合サービス事業

当期における試験総合サービス事業の業務は土質地質調査試験が堅調に推移し、年間を通じて試験センターの稼働率が100%を維持し、地質調査も関東地方及び東北地方を中心に全国的に受注増となり売上高2,751百万円（対前期比101.8%）となりました。非破壊調査試験ではインフラストックの維持診断業務が好調を維持し売上高1,041百万円（対前期比129.1%）となり増収となりました。環境調査試験では土壌汚染調査が引き続き好調を維持し調査から浄化工事までを行うワンストップサービス化が進捗したことにより受注及び顧客単価が増加し売上高576百万円（対前期比107.7%）で増収となりました。

以上の結果、セグメント売上高4,369百万円（対前期比108.0%）、セグメント利益865百万円（対前期比103.6%）となり増収増益となりました。

#### 地盤補強サービス事業

当期の業績は、一般住宅物件の着工件数の減少や地盤改良工事の発注件数が減少傾向にあり、市場環境は非常に厳しく減収減益となりました。

以上の結果、セグメント売上高387百万円（対前期比96.5%）、セグメント利益19百万円（対前期比78.7%）となりました。

## （2）設備投資等の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は620百万円であります。

その主なものは、中央試験センターの建物及び構築物に263百万円、西日本試験センターの建物及び構築物に192百万円、ならびに東日本試験センターの土地に165百万円であります。

### (3) 資金調達の状況

当社では当期におきまして、以下のとおり、新株予約権発行による第三者割当増資を行い、総額で372百万円の資金調達を行いました。

会社名	区分	発行株式数	1株当たり発行価額	調達金額	払込期日
野村證券株式会社	新株予約権発行による第三者割当増資	400千株	755.8円	302百万円	平成29年12月14日
野村證券株式会社	新株予約権発行による第三者割当増資	100千株	705.5円	70百万円	平成29年12月25日

### (4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第30期	第31期	第32期	第33期
	平成26年1月から平成26年12月まで	平成27年1月から平成27年12月まで	平成28年1月から平成28年12月まで	平成29年1月から平成29年12月まで
売上高	3,807	4,054	4,306	4,800
経常利益	316	410	427	308
当期純利益	144	289	273	188
1株当たり当期純利益 (円)	16.18	28.68	22.15	15.19
総資産	2,252	3,169	3,402	3,977
純資産	1,060	2,314	2,489	2,978

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中の平均発行済株式数で算出しております。  
 2. 当社は、平成27年3月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、また、平成28年4月1日付及び平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、平成26年12月期の期首に当該分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

## (5) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、政府の国土強靱化政策のもと、老朽化対策、防災・減災対策等の社会インフラの整備が必要とされるなかで、震災復興事業、災害復旧事業への対応、さらに東京オリンピック・パラリンピック関連事業、リニア中央新幹線事業等の大型事業を中心に市場の拡大に拍車がかかることが予想されます。しかしながら、財政再建の観点から中長期的には公共事業の抑制に対応することも視野にいたした経営が求められております。

このような状況のなか、当社は、顧客ニーズに対して的確かつ効率的に応え、成長していくための経営上の対処すべき課題について以下を掲げ取り組んでおります。

### ① ワンストップサービスの充実・拡大による取引金額の増加

顧客の利便性を高めることによる取引金額増加を目指し、調査・試験ならびに設計・工事項目の充実や品質の向上を図りワンストップサービスの業務範囲を拡大してまいります。具体的には、土壌汚染の浄化業務、道路や橋、トンネル等のインフラストック長寿命化診断業務の強化を行い、事業領域を拡大することで、ワンストップサービスの充実を図り、一案件で複数のサービスが受注できるようになることで、平均取引単価の増加を目指してまいります。

また、道路・軌道の維持管理を目的として、長い距離を従来よりも短時間で診断可能な高速移動型非接触3Dレーダ探査車を用いたROAD-Sシステムの受注拡大も目指してまいります。

### ② 受注件数増加に向けた試験センター及び営業エリアの拡大

当社の特徴であり基幹業務である室内試験のさらなる受注拡大と、効率的な受注体制を確立するため、中央試験センター（長野県千曲市）、西日本試験センター（山口県山口市）の体制強化（設備・人員）に加え、東日本試験センター（宮城県仙台市宮城野区）の新設により、受注能力の拡大を図ると同時に、東日本、西日本地域での受注に対し、より効率的な対応を図ってまいります。また、新たな営業エリアでの受注拡大を進め、効率的な営業ブロック体制の構築を目指してまいります。

### ③ 人材の確保と育成による対応力の強化

当社の技術力の根源である土木技術者の不足は深刻な状況にあります。全国からパートナー技術者を募集するPS制度の導入や、これまでの好不況に拘わらず全国の土木工



学系大学から人材を受け入れてきたパイプを生かし、新卒者向けのセミナーを本社のある長野県ならびに東京都だけではなく、大阪、名古屋等の大都市でも開催することで人材の確保に努めてまいります。採用後はOJT及びジョブローテーションによって個々の適性に合わせた人材教育を積極的に推進し、技術力とサービス力の向上と人材の定着率向上に努め、今後の業容拡大に対応できる体制の構築を目指してまいります。また、中途採用につきましては、専門スキル、知識を身につけ、当社の事業拡大に際して明確な職責を担える人材の確保に努めてまいります。

#### ④ 他社との差別化

当社の基幹業務である室内試験は、標準的な測定方法が定められており、測定方法ならびに測定結果は各試験機関によって独自性があるものではありません。しかしながら、当社では、試験データに分析・考察を加えることにより、顧客にとって有用な試験結果の提出を行っております。また、フィールド&サポート営業により顧客の抱える課題について総合的に対処することが可能となります。

従って、これまでの多大な実績・経験値等を結集し、技術員・営業員のスキルを向上させることで、分析・考察の品質の維持・向上に努めてまいります。さらに、当社の土木技術の研究体制を整備することや設計・工事等、提携企業との連携を強化することにより、ワンストップサービスの業務範囲を拡大し、他社との差別化を図ってまいります。

#### ⑤ サービスの認知度向上

当社が今後も高い成長率を維持していくためには、提供するサービスの認知度を向上させ、新規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。今後は、積極的な広報活動を行うことで当社の提供するサービスの認知度の向上に努めてまいります。

#### ⑥ 海外展開

当社の顧客による海外での事業展開が年々増えており、海外での試験総合サービスのニーズも拡大しつつあります。当社の長期的な成長を実現するためにも海外展開に取り組むべきであると認識しております。海外で当社が提供するサービスの中長期的な需要を見極めつつ、海外展開の進出方法、時期、規模を検討してまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社は、さらなる事業拡大を推進し、企業価値を向上させるためには内部管理体制を強化していくことが重要な課題であると認識しています。「財務報告に係る内部統制報告制度」への対応の充実に努め、内部統制の充実及び強化を図ってまいります。

⑧ コンプライアンス経営体制の強化

当社は、コンプライアンス経営に徹することの重要性を認識し、社内全体で行動規準を定めております。役員及び従業員等は、行動規準を共有するとともに、常に倫理観と社会的良識を持って行動し、社会から信頼される会社として評価され、持続的に発展するように努めてまいります。また、定期的にコンプライアンス勉強会を開催して、社内においてコンプライアンスの重要性を発信してまいります。

**(6) 重要な子会社の状況ならびに重要な企業結合等の状況**

該当事項はありません。

なお、平成29年7月1日付で当社を吸収合併存続会社とし、株式会社日新企画設計を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

**(7) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）**

事業区分	主な事業内容
試験総合サービス事業	土質・地質調査試験、非破壊調査試験、環境調査試験
地盤補強サービス事業	地盤補強工事
その他事業	試験・検査機器販売

**(8) 主要な支店の状況（平成29年12月31日現在）**

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社	長野県長野市	群馬支店	群馬県高崎市
東京本社	東京都台東区	山梨支店	山梨県中巨摩郡
松本支店	長野県松本市	宇都宮支店	栃木県宇都宮市
南信支店	長野県駒ヶ根市	埼玉支店	埼玉県三郷市
東北支店	仙台市宮城野区	神奈川支店	神奈川県座間市
盛岡支店	岩手県盛岡市	名古屋支店	愛知県清須市
福井支店	福井県福井市	京滋支店	滋賀県大津市
富山支店	富山県高岡市	大阪支店	堺市中区
新潟支店	新潟市南区	山口支店	山口県山口市
上越支店	新潟県上越市	熊本支店	熊本県熊本市

**(9) 従業員の状況（平成29年12月31日現在）**

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
394名	24名増	34.2歳	6.0年

(注) 従業員数には臨時社員を含んでおりません。

**(10) 主要な借入先（平成29年12月31日現在）**

平成29年12月31日現在の借入はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 発行可能株式総数 18,720,000株

(注) 平成29年10月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は9,360,000株増加しております。

### (2) 発行済株式の総数 12,936,400株（自己株式407,200株を除く）

(注) 1. 平成29年10月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行済株式の総数は6,413,800株増加しております。

2. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は36,000株増加しております。

3. 第2回新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は500,000株増加しております。

### (3) 株 主 数 7,345名

### (4) 大 株 主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社 F e e l	2,904,000	22.45
下平雄二	1,567,400	12.12
下平美奈子	634,800	4.91
土木管理総合試験所従業員持株会	594,900	4.60
野村證券株式会社	289,700	2.24
下平絵里加	284,000	2.20
下平真里奈	284,000	2.20
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG	208,500	1.61
池原邦彦	173,600	1.34
株式会社八十二銀行	153,600	1.19

(注) 1. 当社は自己株式407,200株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

2. 持株比率は自己株式（407,200株）を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当該事業年度末日における新株予約権等の状況

		第1回新株予約権	
発行決議日		平成26年11月14日	
新株予約権の数		40個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式32,000株 (新株予約権1個につき800株)	
新株予約権の発行価額		新株予約権と引換えに払込を要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり 105,600円 (1株当たり132円)	
新株予約権を行使することができる期間		平成28年11月15日から 平成36年10月14日まで	
役員の 保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	10個 8,000株 1人
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	— 個 — 株 — 人
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	— 個 — 株 — 人

(注) 当社は平成27年3月30日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っており、また、平成28年4月1日付及び平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

## (2) 当該事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成29年11月21日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

	第2回新株予約権
新株予約権の総数	20,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式2,000,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり310円
新株予約権の払込期日	平成29年12月8日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき754円
新株予約権の行使期間	平成29年12月11日から 平成32年11月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。 2. 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を野村證券株式会社に割当てた。

(注) 本新株予約権の行使価額は、当初754円(発行決議日の東証終値)ですが、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東証終値の91.5%に相当する価額に修正されます。ただし、行使価額の下限は528円(発行決議日の東証終値の70%の水準)であり、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	下 平 雄 二	
専務取締役	西 澤 清 一	営業部門管掌
常務取締役	掛 川 明 彦	管理部門長
取締役	篠 崎 典 之	営業部門長
取締役	八木澤 一 哉	技術第一部門長
取締役	松 山 雄 紀	技術第二部門長
取締役	岡 本 俊 也	公認会計士
常勤監査役	田 中 敦 夫	
監査役	茂 木 正 治	社会保険労務士
監査役	丸 田 由香里	弁護士

(注) 1. 岡本俊也は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2. 茂木正治及び丸田由香里は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

### (2) 執行役員の氏名等

当社は執行役員制度を導入しております。平成29年12月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

役名	職名	氏名
執行役員	土質試験部部长	熊田 正
執行役員	コンサルタント部部长	渡辺 夏樹
執行役員	現場試験部部长	宮下 和大
執行役員	環境部部长	山谷 良登
執行役員	北陸ブロック長	高橋 一浩
執行役員	東海ブロック長	波場 貴士
執行役員	近畿ブロック長	北原 寿昭
執行役員	関東ブロック長	中島 壮弘

### (3) 当該年度中の取締役及び監査役の異動

#### ①就任

該当事項はありません。

#### ②退任

平成29年3月30日開催の第32期定時株主総会終結の時をもって、取締役伊藤かおる氏は任期満了で退任いたしました。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる旨と定款で定めておりますが、平成29年12月31日現在、社外取締役及び各監査役と契約を締結しておりません。

### (5) 取締役及び監査役の報酬の総額

	支給人数	報酬等の総額
取締役（うち社外取締役）	8名（2名）	113百万円（1百万円）
監査役（うち社外監査役）	3名（2名）	8百万円（1百万円）
合計	11名（4名）	122百万円（2百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 平成26年3月27日開催の第29期株主総会において、取締役の報酬限度額を1億3千万円以内、監査役の報酬限度額を1千万円以内と決議いただいております。



## (6) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	岡本俊也	当事業年度に開催した取締役会14回のうち13回に出席し、公認会計士としての豊富な経験、知見から当社の経営に対して適宜助言を行っております。
社外監査役	茂木正治	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回、監査役会13回のうち13回に出席し、社会保険労務士としての豊富な経験、知見から当社の経営に対して適宜助言を行っております。
社外監査役	丸田由香里	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回、監査役会13回のうち13回に出席し、弁護士としての豊富な経験、知見から当社の経営に対して適宜助言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

15百万円

#### ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

15百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(注) 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務の遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外に社内研修業務について対価を支払っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と理由を報告いたします。会計監査人の職務の執行に支障がある場合等必要があると判断した場合は、会社法第344条第1項及び第3項に基づき会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### (a) コーポレート・ガバナンス

イ. 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

ロ. 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。

ハ. 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。

ニ. 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

##### (b) コンプライアンス

イ. 取締役、執行役員及び使用人は、「倫理・コンプライアンス規程」に則り行動する。

ロ. コンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、「コンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス体制の充実に努める。

##### (c) 財務報告の適正性確保のための体制整備

- イ. 商取引管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
- ロ. 財務報告の適正性を確保するための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。

(d) 内部監査

社長直轄の経営監査室を設置する。経営監査室は、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「情報セキュリティ規程」、「文書管理規則」その他の社内規程に従い、株主総会議事録等の職務執行に係る重要な文書を、関連資料とともに適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これを閲覧することができる。また、会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

市場リスク、信用リスク、投資リスクその他様々なリスクに対処するため、責任部署を設置するとともに、各種管理規則、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行は、「業務分掌規程」等で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

また、当社は、経営方針を定め、中期経営計画と年度計画を策定し、業務執行を担当する各取締役は、自らが所管する各部門において、本計画に基づいた業務執行を行い、定期的に取締役会に進捗状況や対応策の報告を行う。

⑤ 監査役の補助使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助する使用人を選任する。監査役補助者の独立性を担保するため、その任命、解任等独立性

に係る各種案件につき、監査役会と協議の上、決定するものとする。

⑥ 取締役及び使用人による監査役への報告体制

(a) 重要会議への出席

監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(b) 報告体制

監査役は、いつでも取締役及び使用人に対して報告及び情報の提供を求めることができ、取締役及び使用人は、監査役から報告及び情報提供を求められた場合は、遅滞なく情報提供等ができるように、監査役監査の環境整備を図る。

また、監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行ない、併せて内部監査担当及び会計監査人と定期的に会合をもち、監査の方法及び監査結果等について報告を受け、相互に連携を図る。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 経営監査室の監査役との連携

経営監査室は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。

(b) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① コンプライアンス

コンプライアンスの意識向上と不正行為等の防止を図るため、月1回開催される会議において、グループ役職員を対象としたコンプライアンス教育を行い、コンプライアンス意識の向上に努めております。また年間のコンプライアンスプログラムを策定し、コンプライアンス運用実施責任者のもと、全社に向けてコンプライアンス教育を行い、問題の早期発見と改善措置の実施を進めております。

### ② リスク管理

当社ではミス・クレーム報告書を運用しており、ミス・クレーム情報をリスク情報として全従業員が共有し、再発防止に努めております。また経営に重要な影響のあるリスクに関しては、取締役会に報告しております。

### ③ 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制に関して、内部統制評価を実施いたしました。

### ④ 内部統制監査体制

経営監査室が監査計画に基づき、全拠点を対象に内部統制監査を実施いたしました。

### ⑤ 監査役監査体制

各監査役が監査計画に基づき、監査役監査を実施いたしました。監査役会は経営監査室及び会計監査人と、監査に有用な情報の共有、意見交換を行い、監査の実効性の向上に努めております。

## (3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	989,804	買掛金	134,873
受取手形	60,583	リース債務	55,740
売掛金	770,525	未払金	271,285
商品	348	未払費用	57,328
仕掛品	288,427	未払法人税等	41,069
貯蔵品	16,651	前受金	48,719
前払費用	12,101	預り金	36,524
繰延税金資産	7,550	工事損失引当金	5,035
その他	14,583	その他	29,615
貸倒引当金	△4,459	流動負債合計	680,192
流動資産合計	2,156,116	固定負債	
固定資産		リース債務	93,929
有形固定資産		退職給付引当金	217,214
建物	643,601	その他	7,640
構築物	12,254	固定負債合計	318,784
機械及び装置	147,128	負債合計	998,976
車両運搬具	7,477	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	76,944	株主資本	
土地	378,174	資本金	764,493
リース資産	137,847	資本剰余金	
建設仮勘定	17,434	資本準備金	714,493
有形固定資産合計	1,420,863	その他資本剰余金	498
無形固定資産		資本剰余金合計	714,991
借地権	373	利益剰余金	
ソフトウェア	18,265	利益準備金	12,500
その他	2,392	その他利益剰余金	
無形固定資産合計	21,031	特別償却準備金	3,461
投資その他の資産		固定資産圧縮積立金	23,818
投資有価証券	281,372	別途積立金	165,000
関係会社株式	2,700	繰越利益剰余金	1,303,843
出資金	1	利益剰余金合計	1,508,623
破産更生債権等	1,124	自己株式	△24,047
長期前払費用	2,352	株主資本合計	2,964,061
繰延税金資産	53,376	評価・換算差額等	
その他	39,985	その他有価証券評価差額金	10,112
貸倒引当金	△1,124	評価・換算差額等合計	10,112
投資その他の資産合計	379,788	新株予約権	4,650
固定資産合計	1,821,683	純資産合計	2,978,823
資産合計	3,977,800	負債・純資産合計	3,977,800

# 損益計算書

(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
完成業務収入	4,756,647	
商品売上高	44,052	
売上高合計		4,800,700
売上原価		
完成業務原価	3,159,256	
商品売上原価	34,516	
売上原価合計		3,193,773
売上総利益		1,606,926
販売費及び一般管理費		
役員報酬	122,745	
給料手当及び賞与	546,652	
退職給付費用	43,353	
法定福利費	91,370	
貸倒引当金繰入額	1,749	
減価償却費	39,057	
のれん償却額	1,892	
地代家賃	85,856	
支払手数料	105,642	
その他	255,481	
販売費及び一般管理費合計		1,293,801
営業利益		313,125
営業外収益		
受取利息	144	
有価証券利息	1,754	
受取配当金	4,291	
受取出向料	3,450	
受取保険金	2,660	
業務受託料	859	
その他	2,628	
営業外収益合計		15,789
営業外費用		
支払利息	1,808	
訴訟関連費用	6,051	
株式交付費	8,186	
その他	4,585	
営業外費用合計		20,631
経常利益		308,282
特別利益		
補助金収入	34,252	
特別利益合計		34,252
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	28,484	
特別損失合計		28,484
税引前当期純利益		314,049
法人税、住民税及び事業税	112,615	
法人税等調整額	12,705	
法人税等合計		125,320
当期純利益		188,728

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

株式会社土木管理総合試験所  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 浩一 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 陸田 雅彦 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社土木管理総合試験所の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監査報告書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月13日

株式会社土木管理総合試験所 監査役会

常勤監査役 田中敦夫 ㊟

社外監査役 茂木正治 ㊟

社外監査役 丸田由香里 ㊟

以 上



## 第33期定時株主総会会場ご案内図

長野県千曲市雨宮2347-3 長野支店 4階大会議室  
電話 026-462-0417 (長野支店)



### ■交通のご案内

- ◎しなの鉄道 屋代高校前駅より 徒歩約30分
- ◎タクシーご利用の場合 しなの鉄道 屋代高校前駅より 約6分  
JR東日本 篠ノ井駅より 約15分
- ◎お車ご利用の場合 長野自動車道 更埴ICより 約10分  
(篠ノ井橋南交差点右折)

### ■送迎バスについて

JR篠ノ井駅から会場まで、無料送迎いたします。改札出口より係員がご案内いたします。

- ※1 会場の駐車スペースが限られておりますので、なるべく公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。
- ※2 お車でご来場される場合  
係員の指示に従っての駐車をお願い致します。

**UD**  
**FONT**

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。